

## 札幌市版レッドリスト改定に伴う補足調査業務仕様書

この仕様書は、発注者札幌市(以下「委託者」という。)が受託者に委託する、「札幌市版レッドリスト改定に伴う補足調査業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

### I 一般事項

#### 1 適用範囲

- (1) この仕様書は「札幌市版レッドリスト改定に伴う補足調査業務」(以下「本業務」という)に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。
- (3) 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

#### 2 用語の定義

この仕様書において「指示」「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、委託者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が委託者を經由して委託者の承諾を得ることをいう。

#### 3 受託者の業務

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行なわなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、この業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、進捗の管理に努めること。
- (4) 業務の実施にあたり、契約書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努力すること。

#### 4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の本業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

#### 5 業務処理責任者等

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定めること。
- (2) 業務処理責任者は、契約書、図書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

#### 6 提出書類

- (1) 受託者は、契約後、所定の様式により関係書類を委託者に遅延なく提出しなければならない。

(2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

## 7 着手

受託者は契約締結後すみやかに業務日程表及び業務処理責任者設置についての通知を委託者に提出し、承諾を得なければならない。

## 8 打合せ

- (1) 打合せは本業務着手時及び業務内容の各区切りにおいて行うものとし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せの方法は電話、メール、オンラインミーティングなどの方法も可とする。
- (2) 本業務の実施にあたって、業務処理責任者と委託者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し相互に確認するものとする。

## 9 業務の完了

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

## 10 その他

- (1) この業務に関して生じる問題点については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理する。
- (2) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 本業務の履行において使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとする。

## II 業務内容

### 1 業務名称

札幌市版レッドリスト改定に伴う補足調査業務

### 2 業務目的

平成28年(2016年)3月に作成した札幌市版レッドリスト2016(以下、「レッドリスト」という。)の改定のため、必要な補足調査を行うもの。

### 3 業務内容

#### (1) 計画準備

本業務が円滑に遂行するよう、業務の目的や趣旨を把握するとともに、業務全般を見通し、実施方針や作業工程等を検討する。方針や工程の検討にあたっては、委託者より提供される札幌市動植物データベースや「令和7年度札幌市版レッドリスト改定検討業務」の報告書を参考とすること。

#### (2) 文献等収集

札幌市版レッドリストの改定に必要な動植物の情報が記載された文献等の収集を行い、委託者が指定する形式に整理する。文献数は20程度を想定している。

文献以外にも札幌市内の動植物の情報を収集するために適した方法があれば、提案すること。

#### (3) 補足調査実施計画の策定

「令和7年度札幌市版レッドリスト改定検討業務」で作成した「レッドリスト改定素案」及び専門家ヒアリングで調査の必要性について言及があった動植物種の補足調査の実施計画を策定する。補足調査にあたっては文献および委託者から提供された情報などから調査適地を決定し、具体的な調査計画を作成する。また、調査計画の作成時には、専門家による意見聴取(3名程度)を行い計画に反映させること。専門家の選定は委託者と受託者が協議することとし、専門家への謝金は受託者が支払うこと。

#### (4) 現地調査の実施

(3)の計画に基づき必要な現地調査を実施する。なお、調査に必要な機材等は受託者が準備し、調査に必要な適地への立入や動植物の捕獲・収集に関する許可等は委託者と受託者が協議の上、役割分担し許可を取得する。また、必要に応じて(3)で意見聴取を行った専門家とも共同で調査を実施することとし、専門家への謝金は受託者が支払うこと。

予定される調査方法と数量は下記のとおりである。なお、調査対象種はレッドリスト掲載種(環境省、北海道、札幌市)及び指標種、及び専門家より意見があった種とする。

※予定調査方法と数量(各調査地点の面積規模は500m×500mを想定)

調査地点	分類群	調査方法	数量 (人数は有識者含)
A	鳥類 魚類・水生動物 昆虫類 植物類 両生類	ラインセンサス、定点観察 目撃・手捕り・たも網 目撃・手捕り・たも網 目視による確認 目撃・手捕り	各 2名×2回 (魚類・水生動物のみ 3名×2回)

B	爬虫類	目撃・フィールドサイン調査	2名×3回
C	水生動物	目撃・手捕り・たも網	2名×2回

#### (5) 実施結果報告

結果をとりまとめ、報告書を作成する。

#### 4 提出書類

受託者は、下記の書類を委託者に提出し、実施内容等について報告するとともに、委託者より承諾を得ること。

- (1) 報告書:1部
- (2) 報告書及びその他電子データ: DVD等(PDF形式及び作成時のファイル形式)
- (3) 業務完了届:1部(業務完了後ただちに)

【報告書等提出先】

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課

#### 5 業務の履行期間

契約の日から令和8年11月30日(月)まで

#### 6 著作権等の権利

- (1) 委託業務の成果物の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。また、成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権(著作権、意匠権、商標権等)、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (3) 委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用および責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

#### 7 再委託

- (1) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託」という)してはならない。
- (2) 本業務で再委託を行う必要がある場合は、再委託を行う理由及び再委託の範囲を明確にし、事前に委託者と協議の上、書面により委託者に申請すること。ただし、再委託を行うことが本業務の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

#### 8 問い合わせ先

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課

TEL:011-211-2879